

京都市
子ども医療費
支給制度拡充の
お知らせ

京都市子ども医療費支給制度を 令和5年9月診療分から拡充します！

3歳以上小学校6年生までの通院医療費の自己負担額を1か月1医療機関200円へ引き下げます。

○ 京都市子ども医療費支給制度（令和5年9月診療分以降）



	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1医療機関 200円/月			
通院	1医療機関 200円/月	1,500円/月 ↓【拡充】 1医療機関 200円/月		1,500円/月



子ども医療に関する
詳しいご案内は
こちらをご覧ください。



※ 小学生までのお子様の調剤薬局での一部負担金は不要です。また、医療費の払戻しに係る手続きが原則不要になります。
※ 中学生のお子様はこれまでと制度は変わりません。お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

◆ 新しい子ども医療費受給者証について（白証について）

0歳から小学校6年生までの方には、新しい受給者証（白証）を8月下旬頃に郵送いたします。
令和5年9月以降、医療機関等を受診される場合は新しい受給者証をご使用ください。

◆ 子ども医療費支給制度のお手続きについて

子ども医療費支給制度に関するお手続きは、郵送手続きをご利用ください！申請書や届出の様式は、京都市のホームページからダウンロードできるほか、子ども家庭支援課分室及び各区役所・支所の子どもはぐくみ室でも配布しています。

問合せ先
郵送先

京都市子ども家庭支援課分室（TEL: 075-251-1123 FAX: 075-251-1132）
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階



京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
京都市印刷物第052080号
発行/令和5年8月

